

第 159 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|-------------|---|
| 日 時 | 平成 29 年 8 月 23 日 (水) 10:00~12:05 |
| 場 所 | 環境局研修会館 |
| 議 題 | (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトにかかる環境影響評価事前配慮書に関する審議 (第 2 回) |
| 出席者 26 名 | ◇審査会委員：13 名 市川委員，岡村委員，川井委員，島田委員，武田委員，田中委員，花田委員，藤川委員，藤原委員，榎村委員，増田委員，宮川委員，山下委員 |
| | ◇環境局職員：8 名 斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長，中村自然環境共生課長 ほか事務局 4 名 |
| | ◇事業者：5 名 アイリスパートナーズ株式会社 代表取締役 古越氏 ほか 4 名 |
| 公開・ 非公開 | 一部非公開 |

○開会

【議 長】 おはようございます。本日は，先生方にはお忙しいところ，ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから第 159 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は，(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトにかかる環境影響評価事前配慮書に関する審議を行った後，審査会意見の意見書の取りまとめについて審議することになっております。

傍聴者の方はいらっしゃいますか。

【自然環境共生課長】 おられません。

【議 長】 それでは，事務局よろしく願いいたします。

【自然環境共生課長】 本日は，審査会意見の意見書の取りまとめを審議いたします。決定に当たっては過半数の委員のご出席が必要でございますが，本日，19 名の定員に対して，12 名の委員の方にご出席いただいておりますので，定足数が満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして，本日の資料の確認をさせていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 この後の議事では、審査会意見形成に関する議論を行います。この情報につきましては、神戸市情報公開条例第10条第4号に定める、審議・検討等情報として、本審査会運営規程第5条第1項第1号に当たるため、非公開での審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

ご異議がございませんようですので、後ほど審査会意見形成に関する議論の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局より、事業者のご紹介をお願いいたします。

《事業者の紹介》

【議 長】 それでは、事務局から「資料4 阪神流通業務団地における土地利用区分」について説明をお願いいたします。

《事務局より、

資料4 阪神流通業務団地における土地利用区分

の説明》

《委員1名入室》

【議 長】 それでは、事業者の方より、「資料5 事業計画地の縦断面図」、「資料6 住民説明会開催状況について」、「資料7 住民意見に対する事業者見解」についてご説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料5 事業計画地の縦断面図

資料6 住民説明会開催状況について

資料7 住民意見に対する事業者見解

の説明》

【議 長】 ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【自然環境共生課長】 先に事務局から発言させていただきます。供用後の施設の影響について、事業者の見解をお示しいただけますでしょうか。

【事業者】 資料にはございませんが、事務局より、最終的に造成後にどのような建物が建つかというご質問を受けており、我々としても、当然、物流倉庫が建つだろうという想定をして、事業を進めているのですが、最終的な事業者は確定していませんでした。今、専門業者にヒアリングして、今の段階では、最大限どのぐらいの建物まで建てられるかという予測を

しようとしており、それを準備させていただいてる最中でございます。環境にどの程度の影響が出るかというのは、また再度、いろんなところからのヒアリングをさせていただいた上で、まとめてご報告させていただきたいと思っています。判定願を出す前までには、それをまとめたかと思っています。

強いて言いますと、出来れば判定願を出すまでに、そこで事業をしていただける物流業者が決まれば、その具体的な計画にのっとり、予測をしたいと思っています。ただし、間に合わない可能性が十分あります。今回は、試行錯誤しましたが、間に合いませんでした。いずれにしても、供用後の施設による影響をまとめた資料は、後日提出させていただきたいと考えております。

また、有野台団地の住民の方から、工事の説明だけではなく、その前に、もう少し事業の説明を幅広くしてほしいというご依頼もあったようです。これについては、事業によって環境に与える影響を確認した上で、できるだけ早目に説明会を開催させていただきたいと考えています。

- 【議長】 それでは、何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。
- 【委員】 資料4の土地利用の地図ですが、事業計画の土地の形状と違って、どの部分がどう入ってるのかがわかりにくいので教えてください。
- 【事務局】 資料4は西宮市の阪神流通業務団地の土地利用の地図です。
- 【委員】 西宮なんですね。分かりました。断面図は神戸市側しかないんですね。
- 【事業者】 そうです。
- 【委員】 わかりました。
- 【委員】 資料6の質疑応答の上から4つ目に、環境影響評価において、負荷が低減するというのは誰が判断しているのかというご質問に対する回答が記載されていますが、この回答ではコンサルが判断したように読み取れます。しかし、アセスの責任は事業者にあるため、専門知識を持ったコンサルの意見を聞くのは必要なことだと思いますが、やはり判断したのは事業者であるという書き方をしなければなりません。
- また、認定資格を持っている者が行っていると記載されていて、おそらく、動物・植物・生態系についての記載だと思われそうですが、この認定資格とはどういう資格なのでしょうか。
- 【事業者】 生物分類技能検定という環境省の認定資格であり、植物の1級や鳥類の1級の資格保持者が実際に調査に行き、その調査結果を見て、評価をしています。
- 【委員】 専門的な知識を持つ方、資格を持った方が調査をするのはいいのですが、この書き方では、環境影響があるかないかについて、それを判断する資格を持つ方がしたようにとらえられます。しかし、影響があるか

ないかを判断するという資格はありません。そういう資格があれば、アセスは非常に楽なのですが。

だから、この書き方では誤解を受けるので、もし書くのであれば、資格の名前を書いて、そういう資格を持つ人の意見を参考に、あくまでも事業者が判断したという書き方にすべきだと思います。今の書き方では、環境影響評価を判断する資格があるように見えてしまうので、気をつけていただきたいと思います。

【事業者】 分かりました。

【委員】 それに関係してよろしいですか。実際の質問内容が簡略して記載されており、ニュアンスが伝わらない部分もあるのではないかと思います。もう少し具体的にどういう質問であったのか、教えていただけますでしょうか。

【事業者】 質問をそのまま読みあげます。「まず、この環境影響評価の調査を行われたのは中外テクノスさんで、その結果、その中に影響が低減されるというふうに書いてあります。この低減するとか図るとかいう判断は、中外テクノスさんで判断されたものですか、それともほかに、動植物の専門家に相談してやっていただけたんでしょうか。中外テクノスさんにそういう専門家がおいでになって判断されたなら結構ですけど、普通の社員さんが総合的に資料を見て判断されたとか、その辺が一つお伺いしたいというところです。もしよければ、やはり専門家・学者さんの意見を聞いてほしいというのが私のお願いです。」というご質問でした。

【委員】 様子はわかりました。これは意見ですが、あくまで計画は事業者がされるものであり、また、コンサルは第三者ではなくて、事業実施者の一部です。恐らく説明をされたときに、別の組織がやっている、すなわち、事業と独立した形で調査がされているという印象を持たれたので、こういう質疑になったのではないかと思います。あくまで、その事業の一環の一部を担当しているというスタンスで、説明あるいは判断をしていただきたいと思います。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 もう一ついいですか。回答の中の、博物館等の学識者の意見も聞き、参考にしているというのは、事前配慮書の中に具体的なことが記載されていると理解してよろしいでしょうか。

【事業者】 事前配慮書の154ページと162ページに記載しています。154ページは植物、162ページが動物の専門家のヒアリング結果でございます。

【委員】 分かりました。

【委員】 どなたかが博物館の職員という理解でよろしいのでしょうか。

【事業者】 そうです。

【委員】 造成後の建物については全く分からないのでしょうか。

【事業者】 今、ある程度、図面が出てきております。景観については、現地調査を実施しており、現在、フォトモンタージュの作成作業を行っています。来月はじめには、景観の評価ができると思っています。今回は、第2類事業として判定願を出したいと考えていますが、その判定願を提出する際に、その景観の結果と、特に供用後の車両関係に関する大気質、騒音・振動の予測・評価をして、その結果を併せて提出したいと思っています。

ただし、その作業を行う上で、懸念する部分が少しございます。道路交通騒音の評価ですが、今回の事業では、有野藤原線という事業計画地の南側を通る道路を4車線に拡幅するという事業を行います。その場合、市道4車線になるので、道路に面する地域から特例の地域に、環境基準の評価が変わります。そうすると、環境基準の値が変わる部分があり、最終的にどのような形で評価すべきか、検討しています。現地調査はしており、調査結果や評価についても事前配慮書の中で記載していますが、供用後というのは有野藤原線ができた形になりますので、評価をどのようにしていくべきか、ご検討いただきたい。

また、住民が懸念されている施設の関係車両につきましては、基本的に、事業計画地から有野藤原線を東側に出て西宮市の流通団地を通るということを考えています。西宮市の方の意見と神戸市の方の意見が分かれています。神戸市の中で事業を行うのだから、神戸市の中で全部完結すべきというご意見もあれば、逆に、神戸市を通ると困るというご意見もあります。予測・評価に関しては、特に事業系のトラックが走る、有野藤原線及び有馬街道と言われる神戸三田線といった高速道路にアクセスする道路は、往復750台が全部通るという前提で予測・評価しようと思います。通勤車両につきましては、就業者がどこから来られるかは分からないのですが、3方向と岡場の交差点から西側の有野藤原線をつけ加えた形で予測・評価を行いたいと考えております。

神戸三田線での評価につきましては、有野交番というのが岡場の交差点から500メートルもない範囲のところであり、そこで神戸市が毎年交通量の調査をされています。そのデータを使って、上乘せすることは可能だと思っています。岡場の交差点から北側と西側については、実際調査はやっていませんので、今後意見をいただいたときに追加調査を行うかどうかを検討したいと思っています。

また、大気質につきましては、先日現場で、遠目から事業計画地を見ていただいた場所がありますが、そこからもう少し岡場駅に寄ったところに岡場公園があり、こちらに大気の時常監視局、一般局がございます。また、2.8キロぐらい離れたところ、中国自動車道と山陽道の分岐、県道

に挟まれたその三角形のところに北神の自排局がございます。出来れば、こちらのデータをバックグラウンドとして活用して、稼働後のその影響をのせていきたいと考えております。

【委員】 それに関連しまして、先ほど、道路の拡幅の話がありましたが、事前配慮書にある地図を用いて、どこがどうなるのかという話をもう一度説明していただけますか。資料6や7で騒音や交通量の増大に関して、住民の方から結構意見が出ていますので、どこか分かりやすい地図がないでしょうか。

【事業者】 事前配慮書の10ページの地図と資料5の2枚目をご覧ください。事前配慮書の10ページにある赤い区画の枠の部分が資料5の図面になります。有野藤原線のうち、赤い区画で囲っている部分については、今回の事業で拡幅します。これ以外の部分は、本来は都市計画道路であるため、神戸市や西宮市が事業を行うこととなります。

【委員】 この道路が4車線になるということでしょうか。

【事業者】 そうです。今回の工事により、とりあえず4車線に拡幅します。ただ、住民の方が懸念されているように、ここだけが広がると、逆に前後がボトルネックになってしまったり、駐車する車が出てくるのではないかという懸念がございます。それについては、住民意見に対する事業者見解にも書いていますが、両端が整備されるまでは、コンクリートで基礎をつくったガードレールを用いて、両端の1車線をふさいだような状態にし、ひとまず現行と同じ2車線の状態にします。右折レーンについては、整備し、使用します。最終的には、神戸市に道路を移管しますので、道路管理者に要請していくことを考えています。

【委員】 分かりました。資料6の質疑で、現状でも有野台の中を通過する車両のため苦情があるというような意見がありますが、これは具体的にはどの道路を指しているのでしょうか。

【事業者】 住民の方がその場で言われた意見ですので、図示していただいたわけではないですが、事前配慮書の10ページの図で、市道有野藤原線と書いた文字の少し右側に、南におりていく道路があるかと思います。都市計画道路ではありますが、大きな道路ではないです。

【委員】 分かりました。一番近い民家があるところですね。

【事業者】 そうですね。この道路をずっと上がって、県道市野瀬有馬線に抜けていく、つまり主要地方道の神戸三田線の迂回路、逃げ道として、通っていく車があるということをおっしゃっているのだと思います。

【委員】 騒音、振動については、仮に基準値を満たしていたとしても、たった1台のトラックが酷い走行の仕方をするだけで、苦情につながる場合もあり得るので、ぜひ、事業者と住民の間で走行のルールについて、よく

話し合っていていただいて、もちろん基準を満たすのは大事ですが、ベストを追求するという対応していただきたいと思います。

【事業者】 今回の事業地からの出入りから考慮すると、この有野台を通るルートはあまり利がありません。高速道路にアクセスするのが逆に面倒になってしまいます。どちらかという、今回の事業は流通施設が建つので、高速道路のアクセスが一番大きい部分と考えています。ここが流通拠点になるので、流通センターを通るのが一番多いと思います。

【委員】 いずれにしても、事業者と住民の関係性がすごく大事なところだと思います。

もう1点、資料6の1ページに周知の方法で平成27年に新聞折込を行ったとありますが、今は平成29年ですから、2年前にしたということでしょうか。

【事業者】 平成29年の誤りです。

【委員】 数日前にされたということですね。ありがとうございます。

【環境保全部長】 先ほど、今後土地利用について精査し、交通量等を明らかにした上で、予測・評価をするということをおっしゃっていましたが、事前配慮書の169ページに今回の事前配慮書に関する行為と関連要素の関連表がありますが、今後判定願を出すまでに、どのような予測・評価をするのかということについて、この表を用いてご説明いただいたほうが、委員の先生方の理解が深まるのではないのでしょうか。169ページの関連表で、どの項目を調査・予測・評価されていくのかをご説明いただけますでしょうか。

【事業者】 大気質の二酸化窒素と浮遊粒子状物質への施設の利用による影響、道路交通騒音と道路交通振動への施設の利用による影響、景観への施設の存在とによる影響について、判定願に予測・評価した結果を添付させていただこうと思っておりますが、これでは足りないというご意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

【環境保全部長】 地球温暖化については、何かお考えがあるのでしょうか。

【委員】 地球温暖化のところで、工事による温室効果ガスへの影響も追加していただきたいです。

【事業者】 工事用車両による温室効果ガスへの影響ということでしょうか。

【委員】 そうです。工事用資材の運搬車両も含めてください。

【委員】 一つ質問ですが、今回の開発について、その後の物流施設が建つのは確実なのでしょうか。要するに、造成をしたけれども、結局、物流施設が建たなかったということは絶対に起こりえないのでしょうか。

【事業者】 今の段階では起こり得ないと思っています。

【委員】 ということであれば、施設の存在を考えると、ある程度の交通量が発

生するので、やはり、大気質等への影響が気になります。しかし、事前配慮書の169ページの表を見ると、事前配慮の項目として、それらの項目が選定されていないというのは少し納得がいきません。

施設の存在・供用というのは物流施設のことをおっしゃっているのだと思いますが、例えば、交通量はかなり増加するのではないのでしょうか。

【事業者】

1回目の審査会で説明させていただきましたが、今回の事業は、土地を造成した後、その土地を売って、売却先が流通施設を建てることとなります。つまり、供用後に事業者が変わってしまいます。事前配慮書を提出した段階では、上に建つものがはっきり分かっていなかったため、その段階で分かっている範囲で図書を作成しました。前回の審査会において、供用後の施設による影響の予測が不足していると先生方からご意見をいただいたため、早急に、どのような施設ができるのか、その枠組みを今作っているところです。

【環境保全部長】

前回ご欠席されていまして、その議論については、事務局からご説明させていただきます。今回、事業者としては、造成のみを行って、その後については、土地を売却し、その売却した土地に別の事業者が物流施設を設置をするという計画であるため、まだ物流施設についての熟度が上がっておらず、施設の利用により発生する交通量、あるいは景観の評価を行うための外観図については出していないというご説明でした。それに対し、審査会の中では、現時点で出来得る限りの想定をした上で、供用後の影響についても予測・評価をすべきであるというご意見をいただいております。その旨を事業者にはお伝えしておりましたが、今回の審査会では、そこまでの熟度が上がらないということであるため、判定願までに、例えば大気質や景観について、供用後の影響の予測・評価を今後していきたいというご説明があったということです。

【委員】

それでは、この事前配慮書の出し直しということになるのでしょうか。

【環境保全部長】

事務局としては、事前配慮書をもう一度審査するということはありませんので、今後、事業者の判断として、判定願を出していただくか、個々の意見に基づいて、通常的环境影響評価を行っていただくか、どちらかになるかと思えます。ただし、判定願を出された場合には、先生方からご指摘がありましたように、供用後の影響の予測・評価がないと判定ができないということになります。そこで、今事業者からご説明ありましたような大気質や騒音、振動、景観等についての資料をつけていただいた上で判定願を出していただくことになると思えます。

【委員】

そのスケジュールは、どこかに書いていただいているのでしょうか。今後の手続がどういう流れになるのか、記録として残っていれば良いのですが。今おっしゃった流れは、少し変則的な気がしますので、それも含

めたフローチャートはありますか。

【環境保全部長】 フローチャートにつきましては、資料1の2ページをご覧ください。現在は事前配慮書手続中です。今回の事業は、今後環境影響評価を実施するかどうかを判定する手続を行う第2類事業ですので、事前配慮書手続後に、事業者が判定願を作成します。事務局は提出された判定願について、審査会からご意見をいただいた上で、今後環境影響評価の実施が必要かどうかの判定を行うということが次の判定手続になります。もちろん、これは任意ですので、判定願を出さずに、実施計画書手続に移っていくことももちろん可能ですが、その場合には、当然、事前配慮の時点でご審議いただいていますので、その意見を基に、その後の手続に入っていくことになると思います。判定手続を行う場合であっても、やはり事前配慮の手続でいただいたご意見に基づいて、判定願を審査していくことになります。

【委 員】 資料1の2ページで赤で矢印が書かれていますが、この矢印が判定で環境影響評価手続の省略が認められなかった場合の流れでしょうか。

【環境保全部長】 いえ、それは判定手続でその後の環境影響評価手続が不要と判定された場合の手続の流れです。その場合、次は事後調査に入っていくということになります。

【委 員】 この矢印は実施計画書手続や調査・予測・評価の手続等を省略するということですか。

【環境保全部長】 そういうことです。したがって、この事業は19.61haであり、20ヘクタールを下回っているため、必ず環境影響評価をしなければならないという事業ではなく、事前配慮書手続の後に、環境影響評価を行う必要があるかどうかの判定をするという事業です。恐らく判定願を出されるのだと思いますが、判定手続の中で、やはりこの事前配慮書手続で示していただいた調査・予測・評価の結果だけでは判定ができないということになるのではないかと思います。まだ審査会意見をいただいていませんが、そういう形になるのではないかと思います。判定を行うにあたって、最低限ここまでは調査・予測・評価をしておかないと判定ができないということがあれば、それも含めてご意見をいただきたいと考えてます。

【委 員】 事前配慮書の169ページの関連表で、網掛けがされている項目は、判定で実施計画書手続以降の手続が省略できない場合は、この項目について調査・予測・評価が必要であるという意味でしょうか。

【環境保全部長】 そうではなく、この関連表はあくまでも、事業者が実施計画書手続以降の手続を行うのであれば、この項目の調査・予測・評価が必要であろうけれども、事前配慮書段階では調査・予測・評価をしないと判断されたものです。つまり、あくまでも事業者の判断としての網掛けと丸印と

ということになります。そのため、この選定の妥当性も含めて、委員の先生方にご意見をいただきたいという趣旨でございます。

【委員】 判定願までには、今言ったような大気質や騒音・振動、景観については、調査・予測・評価の結果は出てきますよね。

【環境保全部長】 出てくるかどうかはまだ分からないですが。

【委員】 それ以外の網掛けの項目については、実施計画書以降の手続が不要と判定されれば、調査・予測・評価がされることはないということですね。

【環境保全部長】 そうなります。それで良いのかということを含めてご審議いただきたいと考えています。あくまでも、この網掛けについては事業者の判断で、現在の事前配慮段階では調査・予測・評価を行う必要がないと判断された項目であるということをご理解いただきたいと思います。

【委員】 よろしいですか。判定願の審査で、そういう審査ができるということでしょうか。つまり、この事前配慮書について審査をして、意見をまとめるということですね。その上で、判定手続での審査というのは、通常のアセス手続でいくか、それを省略するかの審査ですが、そのときの省略の可否を判断する材料というのは、事前配慮書段階のデータだけではなく、追加のものが要求できるということですか。

【環境保全部長】 そうですね。基本的には判定をいたしますのは事務局ですので、ある程度、資料として何が必要かという事前の調整はさせていただきます。そして、必要に応じて、審査会に、あるいは、部会という形になるかもしれませんが、審議依頼をいたしまして、恐らく今回のような形で、その判定願につけられた追加の資料についてもご審議をいただいて、最終的に事務局が判定をします。

【委員】 神戸市がそのような考え方であるということはわかりました。

【委員】 この案件について、本日初めて出席させていただいたので、以前にご説明があったのかもしれませんが、物流施設を建てるための造成をするというのがこの事業と考えてよろしいのでしょうか。

【事業者】 実は、その点については、一番最初の段階で、神戸市にご相談させていただきました。先ほど、神戸市から説明があったように、今回の事業者は造成してしたら土地を売却するということなので、土地区画整理事業という形でアセス手続をさせていただけないかとお願いしたのですが、今回はこれに先行して地区計画というものがあり、その計画において、この場所については物流施設やそういったものを誘致する場所であるということが決められており、住宅等は建たないと決められています。そうであるならば、事業者は造成後に建てる施設について何かしらの構想があるのではないかと指摘を受け、最終的に造成だけでなく、物

流施設も含めて、アセス手続を実施することになりました。先ほど申しましたように、土地の売り先があつて、そこは別の事業者になるので、供用後のことは決まらなかったところがあり、審査会の先生方からいろいろとご質問をいただいて、答えられない部分もあつたのですが、ある程度、供用後の形が見えてきましたので、それを踏まえて次の手続で示していきたいと考えています。

【委員】 事前配慮書の 169 ページに施設という言葉が出てきます。施設が建つた時の施設の稼働の騒音というのがありますが、その施設というのとはどこまではっきりしているのでしょうか。調査・予測・評価するという網掛けになっていますが、調査をするということは、当然、計画の前提があつての調査であると思うのですが。それとも、この施設という言葉はそういう意味ではないのかもしれないと思ってお尋ねしています。

【事業者】 そうですね。実際には、物流施設が来ることを前提に調査を行っております。騒音や振動の調査は、周辺の民家や、当該車両が通るような道路のところで、その時点で判断した部分については行っていますが、施設そのものがどうしてもわからなかった部分がありました。

【委員】 例えば、何百台増加するということを想定して、それに基づいて調査、推定しますという意味でしょうか。

【事業者】 そうですね。それを踏まえて、住民意見に関する事業者の見解において、今のところの想定台数は、往復で大型車が約 400 台、小型車が通勤車両で約 350 台です。これぐらいの造成規模だとそれぐらいになるだろうということを事業者から伺っていますので、それを基に予測しようと考えています。

【委員】 ということは、物流施設を建てる事業者が大体想定されていて、その事業者がそれぐらいの施設を建てるという予定があるということですか。

【事業者】 そうですね。6月に事前配慮書を提出した時点ではそこまでは固まっていなかったのですが、ようやくその計画が固まってきました。今、施設の形が、ある程度平面等の図面として出てきましたので、景観については今予測を行っているところです。

【委員】 分かりました。

【委員】 今日、事業者が縦断面図を出していただいて、よく分かりました。ただ、切土と盛土の収支がゼロにならないような気がしますが、大丈夫でしょうか。事前配慮書の 7 ページでは、切土と盛土は全部場内で処理するので、場内外への搬出入はしないという計画になっていますが、縦断面図を見ると盛土が少ない気がします。

【事業者】 建物の基礎も見込んでいます。広い建物になりますので、3万㎡の建

物の場合、2メートルで6万m³の土が出ます。

- 【委員】 要するに収支ゼロということでしょうか。
- 【事業者】 開発法の関係で、都計法37条において、平坦地を作ってから基礎を掘るのではなく、6万m³の土が出るので、開発のときに同時に基礎もつります。
- 【委員】 盛土が足りないような数値になってるように見えたので、質問しました。
- 【委員】 先ほど、物流事業者の形が見えてきたというお話がありました。ということは、先ほどの資料6の質疑応答で、供用後の車両について、住民の方が結構心配されていることへの回答に、現時点では確約はできないが物流事業者との間で引き続き対応していくとありますが、この物流事業者というのは、前回は見えてなかったけれども、今後事業をしていく物流事業者という意味でしょうか。引き続き対応していく、と答えられていますが、ここの物流事業者というのはどういう意味でしょうか。
- 【事業者】 まだ具体的に確定したわけではないのですが、いずれにしても、今回この審査会でいただいたご意見や、今後神戸市から受ける指導について、最初に造成を行う事業者として、土地の売り先である物流業者に対し、きちんと引き継いで守っていただくことを実施したいという意味で答えました。
- 【委員】 しかし、引き続き、と書いてありますが、前は具体的ではないという話でしたので、これは次の物流業者が確定してからずっと対応していたという意味でしょうか。また、それに関連して、資料7の住民意見に対する事業者見解で、下から2つ目の意見に、物流倉庫を建設することになっていますが、進出する事業者はどのような内容であるのかという意見に対する見解が全く書かれていません。やはりまだ決まってないのであれば、その見解を示した方がよいと思います。交通量の答えだけは先ほどの資料6の質疑に対する回答として書いているのに、こちらの意見はなかったとことのようにするのはよくないと思います。やはり今の段階で形が見えてきたのであれば、書ける範囲で、例えば、進出する事業者については今後住民に説明させていただきます、というように、おそらく住民の方は造成工事後の倉庫等に関連する車両等についていろいろ心配されていると思いますので、今の段階で、見解としてつけ加えていただいたほうがよいと思います。
- 【自然環境共生課長】 後ほど予定しております意見書の審議のほうの時間が迫ってまいりましたので、ご進行のほどよろしくお願ひしたいと思います。
- 【委員】 一つだけ聞きたいのですが、先ほどの委員の話にも関係しますが、今後、事後調査がありますよね。今回の事業が、開発事業者と物流事業者

が両方あり、複雑であるということがよく分かったのですが、事後調査は物流事業者がされることになるのでしょうか。

【事業者】 開発事業者であるこちらが実施するのか、開発事業者が実施するのか、新しく事業者になる方と一緒に協議をして決めていく予定です。いずれにしても、ここでご意見いただいたことや、ご指導いただいたことについて、それを守るという行為については責任を持ってやらさせていただきます。

【委員】 開発事業者が実施する場合は比較的スムーズにできると思いますが、物流事業者は1社ではなく、おそらくたくさんありますよね。そのときに事後調査ができるのか懸念しています。

【事業者】 そうですね。それを含めて、協議させていただいた上で、不都合のないようにやらさせていただきたいと、ある意味宣言のようなものになりますが考えています。

【議長】 ほかにご質問がなければ、次に進ませていただきたいと思います、よろしいですか。

それでは、事業者の方、どうも説明ありがとうございました。退席していただいて結構です。

それでは、これからの審議を非公開といたします。

《事業者退出》

【委員】 少し質問してよろしいでしょうか。一番最初の話に戻りますが、この場所について業務地区A、B、Cと分けられていて、業務地区Aについては今回は関係がない、いじらないという話でしたが、道路を4車線に拡幅する部分というのは業務地区Aに食い込んでいます。ところが、説明会のときの質疑に対する回答として、業務地区Aは現時点では関係ないという書き方をしていますが、この道路によって、20haをぎりぎりを超えてしまうことはないのでしょうか。

【環境保全部長】 現段階では、事業者の説明を信じるしかないと思っています。

【委員】 しかし、明らかに、道路の真ん中から南側が業務地区Aに該当するので、業務地区Aも含めて土地改変をすることになります。そのことは問題にならないのでしょうか。

【環境保全部長】 ご指摘の通り、業務地区Aに食い込んでいますが、基本的には、あくまでも今回の事業範囲はどこかということです。ただし、今後、例えば、連続しているような形で、アイリスパートナーズ株式会社が業務地区Aについても開発をしていくということになると、これはアセス逃れということになりかねませんので、それについてはきちんと監視をして

いく必要があると思います。例えば、これが資本関係のない第三者、あるいは、利害関係が後ろであるのかもしれないですが、他の事業者が開発をするということになると、今のアセスの法体系では、そこまでとらえて、どうしても今回の事業と一体としてアセス手続を実施させることは難しいと考えています。まさに、アセスの規模要件のちょうどぎりぎりのところをついた事業者の判断なのかと思っております。

【委員】 住民説明会の際の説明は正しくないということでしょうか。

【環境保全部長】 今のところは、という言い方をしています。

【自然環境共生課長】 今面積を確認しましたところ、業務地区Bは7.9ha、業務地区Cは11.2haですので、合計すると19.1haになります。今回の事業面積が19.6haですので、0.5haが業務地区Aの道路の部分になると思います。道路の部分を含めても、20haを超えません。

【委員】 分かりました。

《意見書（案）はじめに及び全般的事項 読み上げ》

【議長】 今までのところで、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 この（２）ですが、最初の３行はおっしゃる通りで、それでよいのですが、その後、このため以下の、適切に調査、予測評価を実施する必要があるという書き方ですが、こう書いてしまうと、要するに判定願の際に通常のアセスをやらなくていいという判定結果が出る可能性をここでなくしてしまうようにとれるのではないかと思います。判定願までに、この施設の存在・供用による影響の評価について、事前配慮の段階でのものが示されれば、それを踏まえて配慮するということになるんだろうと想像していたのですが、そうすると、ここに書いてあることとちょっと矛盾しないのかということが気になります。適切に調査・予測・評価を実施する必要があると言われると、やるしかないということになってしまっているのではないのでしょうか。判定願を提出する際に、選択の余地がなくなってしまうのではないのでしょうか。

【環境保全部長】 つまり、判定願を提出することは許さない、というように捉えられるということでしょうか。

【委員】 判定願は出てきてもいいけれども、その判定結果として、実施計画書手続以降の手続を実施しなくてよいという答えはあり得ないというように捉えられないのでしょうか。

【環境保全部長】 今後判定願が出される場合と、自主的に実施計画書手続に移行する場合の二通りがありますが、いずれにしても、供用後の影響について、明らかにしていく必要があるという意味で書かせていただきました。判定

願についても、これらについて、当然、正式な予測・評価とはまた少し質が違ふかもしれませんが、ある程度、この点に言及した上で判定願が出されるものという理解でこの意見を書かせていただきました。

【委員】 私もこのままの文章ですと、先ほどの委員のご指摘と同じように読み取れるんじゃないかなと思います。

【環境保全部長】 ここに、判定願という言葉を入れた方がよろしいでしょうか。

【委員】 判定願とは書かなくていいですが、ご説明のあったように、この施設の存在・供用による環境影響について、調査・予測・評価を実施して、その内容を明らかにすべき、という書き方がよいかと思いました。そういうことを実施する必要があるというよりは、実施して、施設の存在・供用による環境影響を明らかにしてくださいというニュアンスのほうがいいと思いました。

【環境保全部長】 確かに、調査・予測・評価を実施する必要があると書いてしまうと、判定願を提出することは認められないのかというとらえ方がなされる可能性があるという、そういう趣旨のご意見ですね。

【委員】 はい、少しきつい言い方ではないかと思います。

【環境保全部長】 例えば、調査・予測・評価という言葉はなくして、環境影響について明らかにする必要がある、としてはどうでしょうか。

【委員】 何が建つか分からないのであれば、一番影響が出そうな流通量が来るという前提で、影響の予測をしてもらうことはできないのでしょうか。

【環境保全部長】 もちろん、通常のアセスの考え方は、例えば、公有埋立でもそうですが、当然公有水面の埋立の計画はありますが、具体的にどんな建物が建つかというのは、その時点では分かりません。したがって、アセスでは、通常は、ある程度の建物を想定して、原単位を用いて予測をしたり、あるいは、最大の高さで建てられる建物を想定して、景観を予測・評価したりします。そういう合理的な理由をつけて予測をします。仮に、合理的な理由がつかないのであれば、最大のものを想定していただくことが原則であると思います。当然、判定願を出すにしても、予測のもとになる流通団地の構造等が妥当であるのか、類似のものと比較して妥当であるのかという議論や、高度制限に応じて、それが著しく低いということになると、当然それはあり得ないと思われるため、高度制限ぎりぎりのものを想定すべきではないか、という議論が出てきます。一般的なものを想定するのか、それとも、考えられる最大のものを選ぶのかというのは、やはり、事業者が適切に説明ができるかどうかであろうと思っております。

【委員】 今ご説明いただいたことはその通りだと思います。そうであれば、神戸市としては、施設の存在・供用に伴うことについても、判定願までに

はきちんと対応して影響を予測してほしいという言い方になるかと思いますが、はっきり言ってしまうと、そもそも事前配慮書として不十分だということですね。それをもう少しはっきりと出すことはできないでしょうか。

【環境保全部長】 事前配慮書をもう一度提出させるということはあるのでしょうか。

【委 員】 この事前配慮書では不十分だということが意見書の中で言えないでしょうか。

【委 員】 つまり、情報が少なく、我々としても審査ができないという趣旨ですよね。

【環境保全部長】 おっしゃる通りだと思います。今回の事前配慮書については、情報が少な過ぎて、今後の判定願についても判定できないという状況かと思っています。

【委 員】 厳しく言うと、事前配慮書自身を突き返す、つまり、判定ができないような事前配慮書を出されても、審査ができませんと申し上げるしかないのではないのでしょうか。この審査会意見を出すこと自身が問題になってくる気もします。厳しい言い方にはなりますが。もちろん、行政的にどう判断されるかということにはなりますが、あまり変な前例を作っただけではないかと思ひ、少し申し上げた次第です。

【環境保全部長】 もう一度事前配慮書提出させるということでしょうか。

【委 員】 出し直しというのではないでしょう。それはやはり手続としてはあり得ない。

【環境保全部長】 確かに、事前配慮書を受理しておりますので、出し直しというのではないのでしょうか。

【委 員】 このような形で審査会意見と市長意見を出すしかないでしょうから、意見として、事前配慮書としてのクオリティが低いというのをどこかに書きたいと思うのですが。

【環境保全部長】 例えば、14行目の「このため」の前に、今後の手続に先立ち、こういふことを実施する必要があるという書き方にさせていただくほうがよろしいでしょうか。

【委 員】 少なくとも、先ほど、明らかにする必要がある、としたのですが、必要があると書くより、すべきであるとして、もっときつめの言い方をしはどうでしょうか。

【環境保全部長】 今後の手続というのは、判定願になるのか、それとも実施計画書になるのか、これは別としまして、その手続に先立って、具体的な計画を示した上で、実施する必要があるというのは、まだ少し弱いというお考えですね。すぐに実施しなければならないということでしょうか。

- 【委員】 すべきである、のように、少し強い言い方にできないでしょうか。
- 【環境保全部長】 このため、今後の手続に先立ち、これらの具体的な計画を示すとともに、その計画を踏まえて、施設の存在・供用による環境影響について、明らかにすべきである、としてはどうでしょうか。
- 【委員】 このため、の前に、施設の存在・供用による環境影響の予測がされておらず、事前配慮書として著しく不適切である、というように、入れてほしいと思います。
- 【環境保全部長】 不適切と言わざるを得ない、としてはどうでしょうか。著しくは必要でしょうか。
- 【委員】 著しくはなくていいと思います。
- 【委員】 2つ目の文章の最後が少し強過ぎるのではないのでしょうか。環境影響について、明らかにするという事は、ほとんど不可能だと思われるので、やはり、環境影響について調査・予測・評価するという事ではないのでしょうか。
- 【委員】 元に戻しましょうか。
- 【委員】 明らかにするというのは少し難しいと思います。
- 【環境保全部長】 そこについては、適切に調査・予測・評価を実施する必要がある、と元に戻しましょうか。
- 【委員】 不適切であるというのは、少しきつくて、全体が不適切であると思われるので、不十分のほうがよいのではないのでしょうか。この事前配慮書で不足しているのは、施設の存在・供用による影響が把握されていないというところだけですよね。他のところは、それほど問題はないので、十分でないというくらいでいいのではないのでしょうか。
- 【事務局】 それでは、施設の存在・供用による環境影響の予測がされておらず、事前配慮書として不十分であると言わざるを得ない、とします。

《意見書（案） 個別的事項 読み上げ》

- 【環境保全部長】 地球温暖化のところで、運搬車両についてもご意見がありましたが、意見書には運搬車両について述べていないため、造成建設機械及び運搬車両等にします。
- 【委員】 大気質と騒音・振動についてですが、今どんな施設が建つのか書かれていないので、交通量の増加だけとは言えないと思います。交通量の増加のほか施設の活動に伴う影響について、そのほか施設の供用に伴う活動の増加、ということも書いていただきたいです。
- 【事務局】 その後に施設の供用によるという言葉も入れています。
- 【委員】 交通量が増加するだけではなく、極端な話では、コンサート会場や野

外会場になる場合も考えられるのではないのでしょうか。施設の内容が明らかにされていないので、いろいろなことが考えられます。交通量が増加するだけでなく、施設自体から騒音や何かが発生する可能性はゼロではないですよ。

【委員】 何が建つかという心配はありますが、ここで想定しているのは一般的な流通施設だと思います。

【委員】 しかし、事前配慮書には何も書いてないですよ。

【委員】 いえ、業務地区B、Cというのは、先ほど委員がおっしゃったような建物は造れないという地区計画になっています。

【委員】 流通業務施設及びそれに付随する工場と書いていませんか。

【委員】 そうではなく、ナイトクラブや劇場というものは造れないとなっています。

【委員】 しかし、工場などでも騒音は出ますよね。ですから、単に倉庫なのかが分からないので、このままでは不十分な気がします。

【事務局】 交通量の増加に限定せず、交通量の増加等として、他の原因で騒音が発生する可能性があるという考え方にしましょうか。

【委員】 そうですね。せめて、交通量の増加等としていただきたいです。

【委員】 すごく細かいことですが、原案の2ページの28行目で、周辺的生活環境へと書いてありますが、ほかの部分は全部「への」となっているので、「の」があったほうがいいと思います。

【委員】 有野川の横を削るようですが、土砂が流れ込むことはないのでしょうか。有野川の川沿いを3メートルぐらい削るという説明がありました。調整池へ全部流すのだと思いますが、大丈夫でしょうか。

【環境保全部長】 濁水防止について、万全の対策をとることというような趣旨で、意見を入れたほうがよろしいでしょうか。

【委員】 はい。入れていただきたいと思います。

【自然環境共生課長】 工事期間中の濁水の直接場外流出を防止する等の万全な対策を行う必要がある、としてよろしいでしょうか。

【委員】 最後の地球温暖化のところ、最初に書かれているのは恐らく工事のことだけですので、運搬車両等の後ろに施設の供用というのが入ってもいいと思います。

【議長】 それでは、これで審査会意見書とさせていただいてよろしいですか。

【委員】 少し気になったのですが、なぜ今回、業務地域Aは何も開発せずに残したのでしょうか。

【環境保全部長】 面積が20haを超えるからだだと思います。

【委員】 今度はどこがやるのでしょうか。

【環境保全部長】 恐らく、別名義でやるのでしょうか、今回の事業者と関係があるのか

もしれません。

【委員】 せっかくなので、一緒にアセスをやっただけであればよかったのと思いました。

【委員】 意見書案のはじめにの中で、2行目に19.61ヘクタールの宅地の造成とあり、宅地という言葉が出てくるのですが、事業者がそういう事業だということを宣言しているのでしょうか。しかし、実際には流通施設ができますよね。

【環境保全部長】 宅地造成というのはもっと広い意味で、住宅地だけではなく、広い範囲を指すのが一般的です。

【委員】 そういう行政上の言葉なのでしょうか。

【環境保全部長】 そうですね。

【委員】 法律用語ですね。

【委員】 宅地なのですね。失礼しました。

【議長】 それでは、本日の資料の取り扱いについて事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 今回の審議は、非公開としてご検討いただきましたが、意見書（案）につきましても神戸市の情報公開条例第10条第4号の規定に定める審議・検討等の情報として、一旦非公開とさせていただき、審議会意見の公表後に公開とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【議長】 ただいま事務局から提案のあった件について、確認をお願いいたします。今回の審議資料は、事務局からの提案のとおり取り扱いとしてよろしいでしょうか。よろしいですか。

《非公開決議》

【議長】 それでは、事務局の提案のとおりとさせていただきます。

本日の審議についてはこれで終了いたします。

なお、今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 今回取りまとめたいただきました意見書につきましては、後日、審査会意見として、神戸市に対しご提出いただきたいと思いますと考えております。本意見書を受けまして、神戸市長意見を作成しまして、事業者に送付したいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。